



県章

# 山形県公報

平成26年10月21日（火）  
第2590号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県福祉休養ホーム条例に係る利用料金の承認……………（障がい福祉課） ……1145

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定史跡の指定の解除……………1146

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………1147
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………1149
- 資金管理団体の指定……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管財課） ……1150
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課） ……1151
- 平成26年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課） ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課） ……同
- 同……………（同） ……1152
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（同） ……1153

## 告 示

### 山形県告示第897号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		老人、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦及び身体障がい者	社会福祉関係者	介 添 者	
				大 人	小学生及び中学生
宿泊（素泊り 1人1泊）	室を定員で利用する場合	2,736円	3,477円	3,477円	2,831円
	上記以外の場合	2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
休憩（1人）	室を4人以上で利用する場合	810円	927円	927円	567円
	入浴のみの場合	450円	515円	515円	315円
	上記以外の場合	900円	1,030円	1,030円	630円
会 議	30畳以上の室を20人未満で利用する場合	4,760円			
	30畳以上の室を20人以上で利用する場合	2,380円			
	30畳未満の室を15人未満で利用する場合	3,160円			
	30畳未満の室を15人以上で利用する場合	1,580円			

2 適用期間

平成26年10月10日から平成28年3月31日まで

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第13号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第2項の規定により、次のとおり山形県指定史跡の指定を解除した。

平成26年10月21日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

種別	名称	所在地	地番	地目	地積	所有者	所有者の住所	解除年月日
史跡の部	慈恩寺	寒河江市大字 慈恩寺字鬼越	31	寺院敷地	9,147.10㎡	本山慈恩寺	所在地に同じ	平成26年10月6日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年10月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

#### 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県新庄市第二支部	山科朝則	加藤忠広	新庄市下金沢町4-20	平成 26. 7. 31

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
後援会㊸庄内町	門脇 恵	門脇 とし子	東田川郡庄内町余目字土堤下16-38	平成 26. 5. 26
南陽市政を守る会	和田 廣	加藤 茂	南陽市宮内194番地の3	同 7. 2
元気な長井を創る浅野としあき後援会	浅野 敏明	高橋 徹	長井市東町12番25号	同 10. 3

#### 山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成26年10月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

#### 1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党山形県郵政政治連盟支部	主たる事務所の所在地	山形市新開3-8-30	最上郡真室川町大字釜淵373-8	平成 26. 5. 15
	代表者の氏名	村上退介	庄司泰朗	
	会計責任者の氏名	沼尻明男	鈴木聡	
自由民主党酒田支部	代表者の氏名	高橋千代夫	市村浩一	同 5. 22
	会計責任者の氏名	佐藤 勝	梶原宗明	

自由民主党飯豊町支部	主たる事務所の所在地	西置賜郡飯豊町大字中 116-1	西置賜郡飯豊町大字添 川845	同 7.14
	代表者の氏名	菅野 富士雄	中村 仁一	
自由民主党温海支部	代表者の氏名	本間 新兵衛	佐藤 龍夫	同 8.5
	会計責任者の氏名	五十嵐 一彦	榎本 五郎治	
自由民主党山形県第三 選挙区支部	主たる事務所の所在地	鶴岡市大東町17-23	酒田市千石町2-13- 16	同 8.18
	代表者の氏名	角田 鮎子	遠藤 利明	
	会計責任者の氏名	池田 徳博	森田 廣	
自由民主党余目支部	会計責任者の氏名	押切 のり子	石川 恵美子	同 8.28
自由民主党平田支部	主たる事務所の所在地	酒田市飛鳥字大林48番 地	酒田市桜林13番地	同 9.10
	代表者の氏名	長谷部 耕次	小松原 俊	
自由民主党櫛引支部	会計責任者の氏名	阿部 千芳	難波 正喜	同 10.3

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
全日本不動産政治連盟 山形県本部	会計責任者の氏名	加藤 信芝	奥山 正樹	平成 26.4.1
山形県歯科技工士連盟	主たる事務所の所在地	天童市大字藤内新田 106番地	山形市西田4-7-4	同 5.7
	代表者の氏名	齋藤 博夫	阿部 和夫	同 5.22
加藤紘一後援会	会計責任者の氏名	角田 賢明	阿達 岩雄	同 5.30
絃友会鶴岡・田川支部	会計責任者の氏名	角田 賢明	阿部 善博	同
天童・新しい風の会	主たる事務所の所在地	山形市あかねヶ丘2- 1-6	天童市三日町1-5- 27（株）イイダ設計事 務所内	同 7.3
	会計責任者の氏名	國井 武夫	工藤 隆	
小林せいご後援会	会計責任者の氏名	小林 美穂	遠藤 春雄	同 7.14
青柳安展（祥雲）後援 会	代表者の氏名	深瀬 金次郎	高橋 文夫	同 7.23
五十嵐えいじ後援会	会計責任者の氏名	富樫 満成	富樫 満成	同 7.25

五 英 会	会計責任者の氏名	富 樫 満 成	富 樫 満 成	同
置賜政治研究会	会計責任者の氏名	加 藤 涉	桃 川 隆 明	同 8. 4
後藤源後援会	会計責任者の氏名	加 藤 涉	桃 川 隆 明	同
笑顔あふれる山形田中英子を支える会	会計責任者の氏名	田 中 一	鈴 木 寛 幸	同 9. 2
遠藤なおゆき後援会	主たる事務所の所在地	東村山郡山辺町大字山辺204番地	東村山郡山辺町大字山辺1046番地	同 9. 29

## 山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年10月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
後藤孝也後援会	阿 部 徹	平成25. 11. 15
21世紀政経懇話会	鹿 野 道 彦	平成25. 12. 31
佐藤祐一を励ます会	米 野 和 扶	平成25. 12. 31
絃友会鶴岡・田川支部	早 坂 剛	平成26. 3. 31
石川えみ子後援会	三 浦 良 一	平成26. 7. 26

## 山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成26年10月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
浅野敏明	長井市議会議員	元気な長井を創る浅野としあき後援会	長井市東町12番25号	浅野敏明	平成 26. 10. 3

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び期間並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	期 間	入 札 に 付 す る 物 件	予 定 価 格
ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。	平成26年11月25日（火） 午後1時から 同年12月2日（火） 午後1時まで	村山市大字名取字脇ノ田1005番3 宅地 373.80平方メートル	2,820,000円

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- 県が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるヤフーオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾し、遵守していること。

### 3 契約条項を示す場所

公有財産売却システムによる。

### 4 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 282,000円
- 契約保証金 282,000円

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 落札者の決定の方法

1の予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 7 その他

- この公告による入札に参加を希望する者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行ったうえで、所定の申込書を平成26年10月22日（水）午後1時から同年11月10日（月）午後2時までの間に山形県総務部管財課まで提出すること（郵送の場合は、平成26年11月10日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

(2) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人ぼらんたす
  - (2) 代表者の氏名  
岩浪 武司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山字砂押203番地8
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、「ボランティア」「ボランティア」をキーワードにして、それに関わるあらゆる分野を対象に、人づくり・まちづくり・地域づくりの活動をすすめていきます。ボランティア活動の調査事業、研究事業、ボランティアの人材育成事業などの活動を通して、庄内地方のボランティア活動を、より活性化し、持続可能な、継続可能な活動にすることを目的にします。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成26年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成27年2月9日（月） 午後1時から午後3時30分まで
  - (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル
- 2 受験手続  
受験願書を平成26年11月25日（火）から12月5日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、平成26年12月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。
- 3 その他  
詳細については、健康福祉部地域医療対策課看護師確保対策担当（電話023(630)2258）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成27年2月21日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン新庄  
新庄市金沢字下モ田2344番地の1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興

## 3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）

名 称	所 在 地
（仮称）ヨークタウン新庄	新庄市金沢字下モ田2344番地の1外

（変更後）

名 称	所 在 地
ヨークタウン新庄	新庄市金沢字下モ田2344番地の1外

## 4 変更年月日

平成25年10月4日

## 5 届出年月日

平成26年9月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年2月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成27年2月21日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン新庄

新庄市金沢字下モ田2344番地の1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高善興

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,018平方メートル

（変更後）2,649平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の収容台数

（変更前）90台

（変更後）116台

## ロ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）58台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

（変更後）71台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）



## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 91平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 181平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 11立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 14.6立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時
その他未定	午前9時	午後11時

## 4 変更年月日

平成27年5月31日

## 5 届出年月日

平成26年9月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年2月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成27年2月21日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド鶴岡店

鶴岡市宝田三丁目20番7外

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 山田昇

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年6月2日

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,983平方メートル

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 118台
- (2) 駐輪場の収容台数 68台
- (3) 荷さばき施設の面積 96平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 33.75立方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前10時
  - ロ 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

## 7 届出年月日

平成26年10月1日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年2月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見